

## 泉大津市と大阪府宅地建物取引業協会泉州支部との包括連携に関する協定書

### (定義)

第1条 本協定において「泉州地域」とは、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部の活動エリアである7市4町（和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町）の地域をいう。

### (目的)

第2条 泉大津市（以下「甲」という。）と大阪府宅地建物取引業協会泉州支部（以下「乙」という。）は、相互のリソースを活用し、連携強化を図ることで、社会課題の解決に寄与する取組みを創出し、泉州地域の賑わいあるまちづくりと市民サービスの更なる向上を推進することを目的とする。

### (連携取組事項)

第3条 甲乙協議のうえ、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 甲の地域を中心とした泉州地域の活性化に関すること
- (2) シティプロモーションに関すること
- (3) 不動産に関する課題の解決に関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲と乙は必要に応じ協議を行い、具体的な実施事項については、甲乙協議のうえ決定する。

### (協定の見直し及び解除)

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議のうえ、必要な変更又は解除を行うものとする。

### (期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

### (守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

### (疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年10月10日

甲 泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市  
市長

南出 賢一

乙 岸和田市上町9番4号  
大阪府宅地建物取引業協会泉州支部  
支部長

長谷川 好伸